

更別村農業委員会議事録

令和5年 第3回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和5年3月8日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和5年3月8日（13時25分開会、15時00分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	磯 忠 義
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 惠 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

10番 九々委員 11番 宍戸委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地所有適格法人の設立届出について
- 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
- 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第3号 更別農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第6号 職権による地目変更登記の通知について
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
議案第10号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

(7) その他

- ① 令和5年度年間行事等見込表について
② 令和5年第4回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。若干早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和5年第3回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。第3回の定例会という事で、それぞれ皆様には定刻前にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

3月に入り、暖かい日が続いておりますが、一方で物の値段が軒並み値上げの方向で進んでいる状況で憂慮しているところでもあります。

そんな中ではありますが、本日、報告事項、議案と出ておりますが、慎重審議のほどお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。10番 九々委員、11番 穴戸委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。2月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました、この件についてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地所有適格法人の設立届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地所有適格法人の設立届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地所有適格法人の設立届出について説明致します。
こちらは任期替え後、新たに出てきた案件となりますので、別紙の資料(議件説明用)をご覧ください。

「1. 報告第2号 農地所有適格法人」、農地法第2条第3講に掲げる要件を満たした農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社で、農地を買う、借りることができる法人を指します。

要件を記載すると長くなりますので省略していますが、年1回の定期報告の際に説明しております、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件があります。

議案をご覧ください。この法人を新たに設立した旨の届出があったことから報告するものです。

(報告案件朗読)

【議長】 法人の設立届出書等について、お目通しをお願いします。
(各委員資料確認)

【議長】 いかがでしょうか？お目通しいただけたでしょうか？
今回の法人の設立については、事業年度がひとまず5月いっぱいを区切りとして、この先は毎年6月から事業年度となっているようです。この件につきまして、いかがでしょうか。よろしいですか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

2月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借5件のあっせんが成立しております。

1件目です。（報告案件朗読）

2件目です。（報告案件朗読）

以下5件目まで、賃貸人、委員会開催日、あっせん委員長は2件目と同じですので、説明は省略します。

続いて3件目です。（報告案件朗読）

続いて4件目です。（報告案件朗読）

続いて5件目です。（報告案件朗読）

【議長】 ただ今賃貸借5件の説明がありましたが、あっせん委員長を務められました磯委員より報告お願い致します。

【磯委員】 まず最初に、Aの件なんですけども、前回同様の内容ということで書類あっせんになっております。2月13日の日にあっせん委員会を開きまして、宍戸委員、塩田委員、小野委員と私ということであっせん委員会を開き、無事あっせんを終わらせております。次の頁に行きまして、B、C、D、Eのあっせんにつきましても、同じく前回同様の内容ということで、書類あっせんということで同じく宍戸委員、塩田委員、小野委員と私と4人であっせん委員会をやりまして、無事あっせんを終わらせております。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件についてよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(4) 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それではこれより議案に入ります。議案第1号、農地法第18条の規定に

よる合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局】 議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。
(議案朗読)

【議長】 合意解約の説明がありました。この件について、何かご意見があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 なければ、この内容でよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは合意解約が成立したものと致します。

(5) 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について

【議長】 議案第2号、農地転用事業計画変更承認申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地転用事業計画変更承認申請について説明致します。
許可期間内での完了が困難と思われる事業者に対して指導を行い、農地法第4条の規定に基づき許可した案件について転用事業計画の変更申請がありましたので、承認してよろしいか審議を願うものであります。
(議案朗読)

以上が変更前の状況、変更理由、変更後の内容となります。承認の可否についてご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】 この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(「ありません」の声)

【議長】 なければ転用事業計画の変更を承認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは承認するものと致します。

(6) 議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 議案第3号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明お願い致

します。

【議長】 議案第3号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第3号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1 件目、(議案朗読)

2 件目、(議案朗読)

3 件目、(議案朗読)

4 件目、(議案朗読)

5 件目、(議案朗読)

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1 件目の案件については、このあと議案第4号で転用許可申請が出てまいります。

2 件目の案件については、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置ということで、農地法の転用許可や農業委員会への届け出は不要となっております。

3 件目の案件については、議案第5号で転用許可申請が出てまいります。

4 件目、5 件目については、現況宅地のため、農地法の手続きはありません。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、1 件目Fと、3 件目Gの件につきましては、後の議案でも出てまいりますので、先に2 番目H、4 番目I、5 番目Jの資料及び航空写真をご確認いただき、とりあえずここでは、この3 件について審議いただきたいと思っておりますので、お目通しをお願いします。

(各委員資料確認)

【議長】 いかがでしょうか？お目通しいただけたでしょうか？

それでは審議に入らせていただきます。まず1 件目、土地の所有者がHの件です。この件について、ご意見があれば、お願いいたします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この変更内容について承認してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、承認するものと致します。
続いて所有者がIの件です。この件について、ご意見があればお願いいたします。
（意見等無）

【議長】 なければ、これも変更内容について承認してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、承認するものと致します。
続いて所有者がJの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いいたします。
（意見等無）

【議長】 なければ、これも農用地区域から除外ということで、承認してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、承認するものと致します。

(7) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときはその時点で許可してよろしいか、審議をお願い致します。
（議案朗読）

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第3号の農振計画の変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議長】 資料をお目通しの前に、現地確認いただいた九々委員の方より報告お願い致します。

【九々委員】 3月4日現地確認してまいりました。図面にあるように、雪が降っているので正確にはわかりませんが、十分面積は確保されていると思われま
す。基準を満たしていると思います。

【議長】 ただ今の報告も踏まえて、審議に入る前に、資料の7頁から11頁、並び
に航空写真をご覧いただきたいと思います。
(各委員資料確認)

【議長】 いかがでしょうか？お目通しいただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは審議をさせていただきます。まず、議案第3号で出ておりました
た、更別村農業振興地域整備計画の変更ということで、変更前が用途区分
が農用地であったところが、農業用施設用地という点が変更となりますが、
この件について、この内容で回答してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それではこの内容で回答するものといたします。
次、併せて第4号議案に移ります。ただ今のこの農地の転用について、
農地法第4条の規定に基づく許可相当としてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更に関わる決定公告を
行った場合は、許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、農地法第4条の規定による許可申請は、それぞれ承認された
ものだと判断いたします。

(8) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

【議長】 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について説明お願い致
します。

【事務局長】 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に対しまして、許可相
当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更
を決定し公告したときはその時点で許可してよろしいか、審議をお願い致
します。

(議案朗読)

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第3号の農振計画の変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは資料にお目通しいただく前に、現地確認いただいた九々委員の方より報告をお願い致します。

【九々委員】 3月4日、現地確認をしてまいりました。●●の建築、通路・駐車スペース、この図面どおりです。

【議長】 それを踏まえて、資料の15頁から19頁、及び航空写真をお目通しいただき、審議に移りたいと思いますので、よろしくお願ひします。
(各委員資料確認)

【議長】 いかがでしょうか？お目通しいただけたでしょうか？それでは審議に入りたいと思います。
(「はい」の声)

【議長】 まず、議案第3号で出ておりました、更別村農業振興地域整備計画の変更について、この内容どおり、農用地区域から除外するというので、回答してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 では、この方向で進めていただきます。
続いて議案第5号の方へ移ります。この件につきまして、農地法第5条の規定に基づき、許可相当としてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 併せて、村が農業振興地域整備計画の変更に関わる決定公告を行った場合は許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この件については双方ともこの内容で承認するものいたします。

(9) 議案第6号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 議案第6号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第6号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に
対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。
(議案朗読)

現地調査につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは、現地確認いただいた及川委員の方より報告お願い致します。

【及川委員】 昨年12月3日に、農地見守り活動を行っていきまして、その時に畑として
利用していることを確認しております。

【議長】 ただ今の報告も併せて、この件につきまして、釧路地方法務局帯広支局
に対し、職権による地目変更登記の通知を行ってもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この形で進めていただきたいと思います。

(10) 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次に、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説
明お願い致します。

【事務局長】 議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致
します。利用権設定2件の申請について許可してよろしいか審議をお願い
致します。

なお、2件とも経営継承に伴い所有しているすべての農地を相手方に処
分するものでありますので、図面の添付を省略させていただいております。

1件目、(議案朗読)

2件目、(議案朗読)

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認の報告をしていただきたいと思います。まず1件目、
貸主がKの件ですが、九々委員お願い致します。

【九々委員】 3月4日、現地確認をしてまいりました。

【議長】 次、貸主がLの件です。及川委員お願い致します。

【及川委員】 12月3日に畑として利用されていることを確認しております

【議長】 それでは、しばし時間を取りますので、資料の方に目を通してください。
(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか、凡そ目を通していただけたでしょうか？
それでは審議に移りたいと思います。まず1件目、貸主がKの件です。
この件について、ご意見があればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 なければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
それでは2件目、貸主がLの件です。この件について、ご意見等あれば
お願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 なければ、この件についても許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(11) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等6件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、(議案朗読)

賃貸借の 2 件目、(議案朗読)

賃貸借の 3 件目、(議案朗読)

以降 6 件目まで、利用権の設定等をする者、設定等の種類、利用権の期間、備考欄の内容は 3 件目と同じですので、説明を省略します。

賃貸借の 4 件目、(議案朗読)

賃貸借の 5 件目、(議案朗読)

賃貸借の 6 件目、(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第 18 条第 3 項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議 長】 それでは、まず賃貸借の 1 件目、利用権の設定等を受ける方が M の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特になければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて 2 件目、利用権の設定等を受ける方が A の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて 3 件目、利用権の設定等を受ける方が B の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて4件目、利用権の設定等を受ける方がCの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて5件目、利用権の設定等を受ける方がDの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて6件目、利用権の設定等を受ける方がEの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。

(12) 議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

【議 長】 次、議案第9号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明お願い致します。

【事務局】 議案第9号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明致します。

こちらは任期替え後、新たに出てきた案件となりますので、別紙の資料(議件説明用)をご覧ください。

「2. 議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」。

黒丸の一つ目、農業委員会等に関する法律第7条第1項が改正され今年の4月1日施行となり、「農業委員会は次に掲げる事項について指針を定めるように努めなければならない」とされていたところが「定めなければならない」と改正されております。

- (1)その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標
- (2)その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法
- (3)第1号の目標の達成状況の評価の方法

が、指針に定める内容となりますが、(3)は今回の改正で新たに加わった事項で、3月中にこの内容を指針に加えるよう国及び道から求められているため、今回3年ごとの見直しと併せて案を作成したところです。

黒丸の二つ目、農地利用最適化交付金事業実施要綱 第7 事業実施の要件「事業実施時点において、農業委員会が農業委員会法第7条の指針を作成していること」とされています。この交付金を受けるため平成29年11月に指針を策定しております。

議案に戻りまして、指針をご覧ください。第1では基本的な考え方を述べています。農業委員会法に基づき「農地等の利用の最適化」を推進することと、そのための指針を定めることが求められているため、本指針で具体的な目標、推進方法、評価方法等を定めております。

また、この指針は委員の改選期である3年ごとの検証・見直しを行うこととし、年度ごとの具体的な活動は、このあとの議案で出てきます「最適化活動の目標の設定等」のとおりとしています。

第2では、具体的な目標、推進方法及び評価方法を定めています。

1の(1)遊休農地の解消目標は、現状・目標ともに遊休農地面積ゼロとしています。目標設定の考え方として、現在ゼロであり期間中ゼロを維持するとしています。

(2)の具体的な推進方法として、農業委員による日常活動や農地パトロール等により農地所有者の状況や農地の現状把握を行うとしています。

(3)の評価方法として、遊休農地の割合によるものとし、単年度の評価については、次の議案で出てきます「最適化活動の目標の設定等」についての点検・評価によるものとしています。

2の(1)担い手への農地利用集積目標は、次の議案で出てきます最適化活動の目標と合わせることで、農水省の統計の耕地面積と、村で集計している担い手への集積面積による集積率が現状で100を超えていることから、目標も同じとしています。

(2)の具体的な推進方法として、関係機関と連携し、出し手と受け手の意向を踏まえ各種制度を活用したマッチングを行うとしています。

(3)の評価方法として、こちらも次の議案で出てきます「最適化活動についての点検・評価」によるものとしています。

3の(1)の新規参入の促進目標は、現状2経営体で4.5ha、目標で1経営体44.5haとしています。目標設定の考え方として、過去3年間は小規模の新規就農によるものでしたが、現在、担い手センターの農業研修事業を経て経

営継承を予定している1経営体を見込んで目標設定しています。

(2)の具体的な推進方法として、担い手センターでの研修生の受け入れ等を行うこととしています。

(3)の評価方法として、集積率によるものとし、単年度の評価についてはこちらも次の議案で出てきます「最適化活動の目標の設定等」についての点検・評価によるものとしています。

第3 地域計画の目標を達成するための役割とありますが、この地域計画ですが、現在村産業課が策定している、農業者が話し合いに基づき、地域における中心経営体や、当該地域における農業の将来の在り方などを明確にする計画「人・農地プラン」が法定化されたもので、更別村では令和6年度末に策定する見込みとなっております。

法改正により、この計画に将来の地域の目標地図を定めることとされており、その作成に農業委員会も関わっていくとされています。

この地域計画の策定後は、その目標を達成するための農業委員会の役割として、ここに記載の、農地の適正利用の確認、意向把握、利用調整やマッチング、中間管理事業の働きかけ、計画の見直しへの協力などを農業委員会が担うものとしています。

以上の内容で新たな指針を定めてよろしいか、審議の方をお願いいたします。

【議 長】 この件につきましては、ただ今事務局から説明いただいた内容で基本的には取り進めていきたいと思っているんですが、この件について何かご意見があれば、お願いいたします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、説明のとおり、まとめていただくということで、よろしいですか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、この方向でよろしくをお願いいたします。

(13) 議案第10号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

【議 長】 次、議案第10号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第10号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明致します。

農水省からの通知により、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の

最適化の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することになっておりので、令和5年度の最適化活動の目標の設定等をご確認いただきたいと思います。

最適化活動の目標の設定等のローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、農地面積、農家数、農業就業者数、認定農業者数、農業委員の人数について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の目標」の1「最適化活動の成果目標」(1)「農地の集積」です。

①の現状の管内の農地面積は農水省の統計の数値で、これまでの集積面積は村の集積状況調査の数値で、毎年の事ですが、集積率は100%を超えています。

②の「目標」の集積面積は、①のこれまでの集積面積と同じにしています。

(2)「遊休農地の解消」では遊休農地ゼロを維持することとしています。

次の頁、(3)「新規参入の促進」では、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上の面積を、新規参入者への貸し付けについて同意を得て公表することが求められており、目標として記載しておりますが、現在の本村における農地の動向からは、実際に公表することは難しいと考えております。

2「最適化活動の活動目標」(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月当たり平均の活動日数を1日としております。交付金における支給基準の最低限度の日数を見込んだところです。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査、いわゆる農地パトロール以外の取り組みに係る活動強化月間を年3回設定することが求められておりますので、例年売買あっせんの集中する6月7月を農地の集積について、11月を新規参入の促進について、それぞれ取り組む事としております。

(3)新規参入相談会への参加目標については、国から求められている取り組みではありますが、村の新規就農制度についての具体的な案件があった場合でも、委員の皆さんに直接関わっていただく場面があまりない状況ですが、出来れば情報共有などを図っていきながら取り組んでいければと考えております。

以上、5年度の目標の設定等につきまして、この場でご意見等があればお伺いし、修正箇所があれば修正のうえ農業会議の確認を受けた上で決定し、村及び全国農業会議所のホームページで公表することになります。

【議長】 ただ今説明がありました。ただ今の時点で修正及び加えるところ等があれば、ご意見をお願いいたします。

(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で取り進めてもよろしいですか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、この形で進めていただきたいと思います。

6. その他の協議状況

(1) 令和5年度年間行事等見込表について

【議長】 これよりその他の方へ移らせていただきます。まず1点目、令和5年度年間行事等見込表について説明をお願いします。

※別紙により配布

(2) 令和5年 第4回農業委員会定例総会について

※第4回定例総会は、4月13日（木）13時30分に決定する。

(3) 更別村人材育成事業について

※別紙により配布

7. 閉会挨拶

【会長】 第3回の定例会ということで、長時間にわたり審議いただき、大変ありがとうございます。

今年は統一地方選ということで、来月に向けて何かと賑やかになってきますが、皆さんもそれぞれ選挙に関心を持っていただき、また、自分の営農と相談しながら、選択をしていただければと思っております。本日は大変ありがとうございました。